

## 第 5 7 号議案

足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例

足立区文化芸術振興基本条例（平成 1 7 年足立区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区文化芸術基本条例

第 1 条中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に、「文化芸術活動の振興に関する基本理念」を「文化芸術に関する施策（以下「文化芸術関連施策」という。）の基本理念」に、「企業等」を「民間団体・事業者等」に、「文化芸術活動の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）」を「文化芸術関連施策」に、「定め、もって文化芸術の潤いのある心豊かな区民生活の実現と活力ある地域社会の形成に資すること」を「定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行うものの自主的な活動の促進を旨として、文化芸術関連施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな区民生活及び活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与すること」に改める。

第 2 条中「文化芸術活動の振興」を「文化芸術関連施策の推進」に改める。

第 3 条第 3 号中「企業等」を「民間団体・事業者等」に改める。

第 4 条第 1 項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に、「効果的」を「計画的」に改め、同条第 2 項中「文化芸術作品」を「文化芸術」に改め、同条第 3 項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施

策」に改め、同条第4項中「文化芸術振興」を「文化芸術」に改め、同条第5項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改める。

第5条中「自らが文化芸術活動の継承及び創造の担い手であることを理解し、文化芸術への関心を深めることによって、文化芸術活動」を「文化芸術活動を行う中で、人や地域との交流を深めるとともに、文化芸術」に改める。

第6条中「、文化芸術活動」を「、文化芸術」に改める。

第7条中「文化芸術活動を体験し、文化芸術作品に触れる」を「文化芸術作品に触れ、文化芸術活動を体験する」に、「活用し、文化芸術活動の振興を担う人材の育成、区民等の文化芸術活動への支援に努めることによって、文化芸術活動の振興」を「活用することによって、文化芸術関連施策の推進」に改める。

第8条の見出し中「企業等」を「民間団体・事業者等」に改め、同条中「企業等」を「民間団体・事業者等」に、「文化芸術活動の振興」を「文化芸術関連施策の推進」に改める。

第9条の見出し中「基本計画」を「推進計画」に改め、同条第1項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改め、「基本的な」を削り、「基本計画」を「推進計画」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「基本計画」を「推進計画」に改め、同項第1号及び第4号中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改める。

第11条中「文化芸術振興施策」を「文化芸術関連施策」に改める。

第13条中「文化芸術活動の」を「文化芸術の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

文化芸術振興基本法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。